

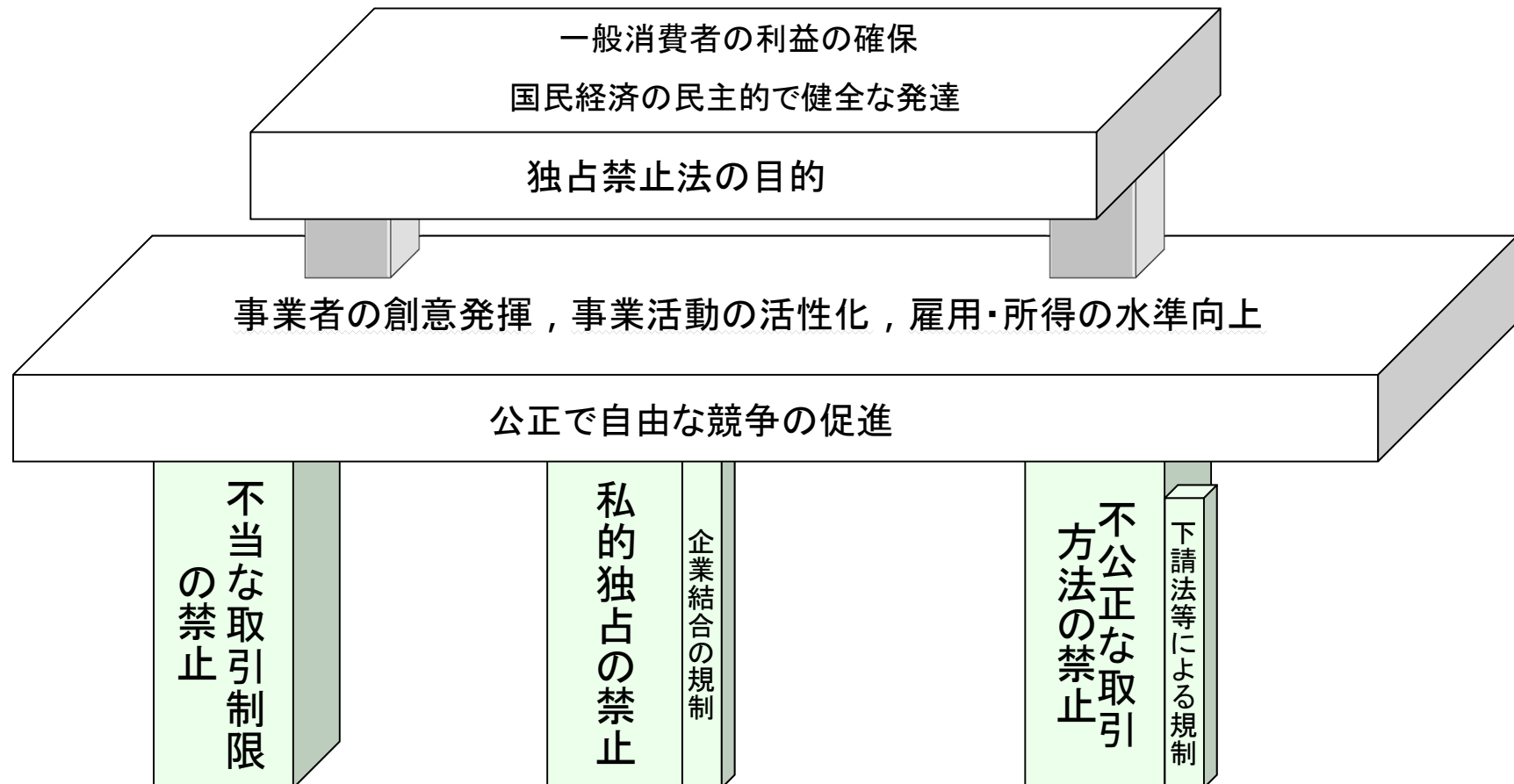
独占禁止法と審査手続の概要

平成26年2月28日

独占禁止法の目的

法第1条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。



独占禁止法における主な禁止規定

- 不当な取引制限(カルテル) …… 価格や生産・販売数量などを制限する協定, 合意により市場における競争を実質的に制限すること。その制限しようとする内容によって, 価格カルテル, 数量カルテル, 市場分割カルテル, 入札談合などがある。

- 私的独占
 - 支配型 …… 市場における有力な事業者が, 同業者や流通事業者などの事業活動を支配することで, その市場の価格や数量を制限して, 市場における競争を実質的に制限すること。
 - 排除型 …… 市場における有力な事業者が, 不当廉売, 排他条件付取引などによって, 新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除することで, 市場における競争を実質的に制限すること。

- 不公正な取引方法 …… 共同の取引拒絶, 差別対価, 不当廉売, 再販売価格の拘束, 優越的地位の濫用のほか, 公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち, 公正取引委員会が指定するもの。

- 競争制限的な企業結合 …… 会社の株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転, 事業の譲受けなどによって, 競争を実質的に制限することとなるもの。

公正取引委員会による独占禁止法違反行為に対する措置

禁止規定		措置	行政処分			刑事罰 (対法人: 5億 円以下の 罰金)	
			排除措置 命令	課徴金納付命令(注1, 3)			
				製造業等	小売業		卸売業
不当な取引制限		○	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)	○	
私的独占	支配型	○	10%	3%	2%	○	
	排除型		6%	2%	1%		
不公正な 取引方法	共同の取引拒絶, 差別対価, 不当廉売, 再販売価格拘束(注2)	○	3%	2%	1%	×	
	優越的地位の濫用		1%				
	告示で指定するもの		×				

(参考)

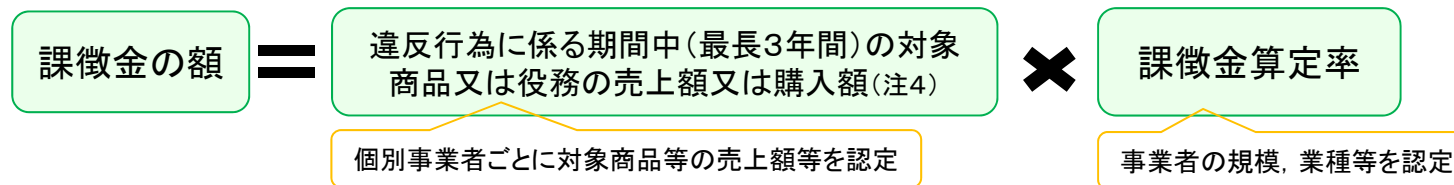
■ EU

EUにおける制裁金は、違反事業者の全世界売上高の10%を上限として、その範囲内で、違反行為の重大性、繰り返しの有無、調査協力(非協力)の状況など、様々な要素を勘案して、裁量的に制裁金の額を算定している(欧州委員会制裁金ガイドライン)。

■ 米国

カルテル・入札談合に対する罰金は、法人では1億ドル又は違法行為によって得た利益の2倍の額若しくは違法行為によって与えた損害額の2倍の額を上限として、調査協力の状況や違反行為の重大性など、様々な要素を勘案して、裁量的に罰金額を算定している(連邦量刑ガイドライン)。

■ 課徴金の算定方法



(注1) 表中の数字は算定率(括弧内の数字は中小事業者に対するもの)。

(注2) 同類型の違反行為を繰り返した場合(公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に同類型の違反行為について、排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合)に課徴金の対象となる。

(注3) 10年以内に違反行為を繰り返した事業者(不当な取引制限及び私的独占)、主導的役割を果たした事業者(不当な取引制限)、早期離脱した事業者(不当な取引制限)に対しては、上記と異なる算定率が適用される。

(注4) 優越的地位の濫用の場合は、違反行為に係る期間(最長3年間)における違反行為の相手方との取引額。

課徴金減免制度

カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が自らの違反事実を報告すれば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度が平成17年独占禁止法改正法により導入され、平成21年独占禁止法改正法により対象事業者数が拡大された。これまでのところ、年間100件前後の申請がある。

立入検査前

1番目の申請者	課徴金を 免除
2番目の申請者	課徴金を 50%減額
3～5番目の申請者	課徴金を 30%減額

立入検査後20営業日以内

5番目までの申請者	課徴金を 30%減額
-----------	-------------------

立入検査前と検査後で併せて5社（立入検査後は最大3社）まで課徴金が免除又は減額される。
（同一企業グループ内の複数の企業による共同申請も可能）

(参考)

■ EU

- 調査開始前又は調査開始後（調査開始前に免除者がいない場合に限る。）の1番目の申請者に対しては制裁金を全額免除。
- 全額免除された申請者を除き、1番目の申請者であれば30%～50%、2番目の申請者であれば20%～30%、3番目以降の申請者であれば20%以下で裁量的に減額（申請者数の制限なし。）。
- 欧州委員会の調査に対して、全面的かつ継続的な協力が必要。

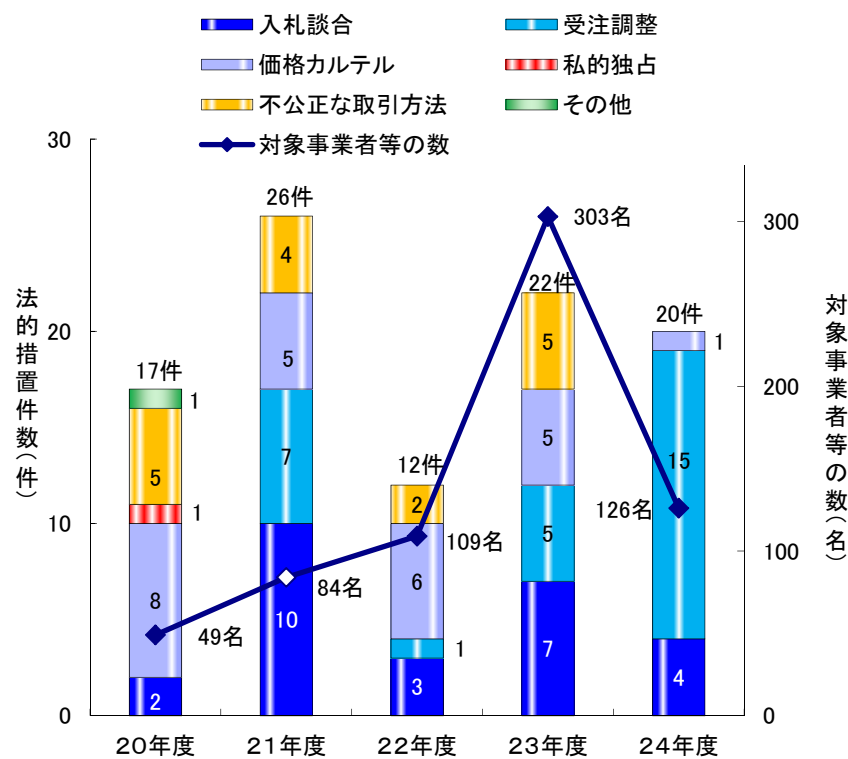
■ 米国

- 捜査開始前又は捜査開始後の1番目の申請者に対しては刑事訴追を免除。米国司法省反トラスト局の捜査の間、全面的かつ継続的な協力が必要。
- 2番目以降の申請者であっても、調査に協力し有罪答弁を行うなどの司法取引により、罰金額の減額等が行われている。

独占禁止法違反事件の処理状況

法的措置の件数

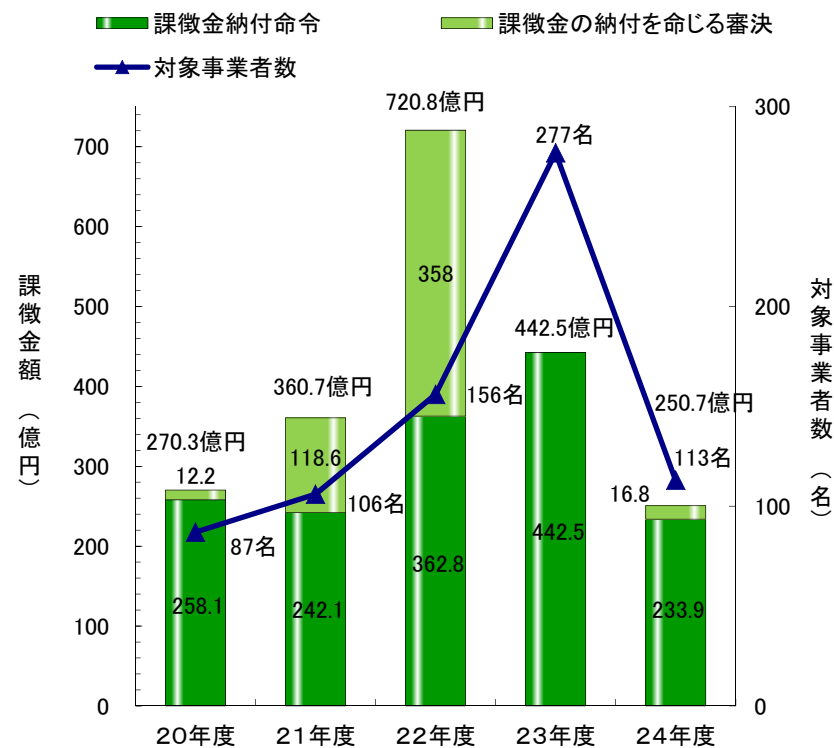
平成24年度においては、独占禁止法違反行為について、20件の法的措置を、延べ126名の事業者に対して講じている。



課徴金の額

平成24年度においては、延べ113名の事業者に対し、総額250億7644万円の納付命令を行った(注)。

(注) 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続の開始により失効したものを除く。

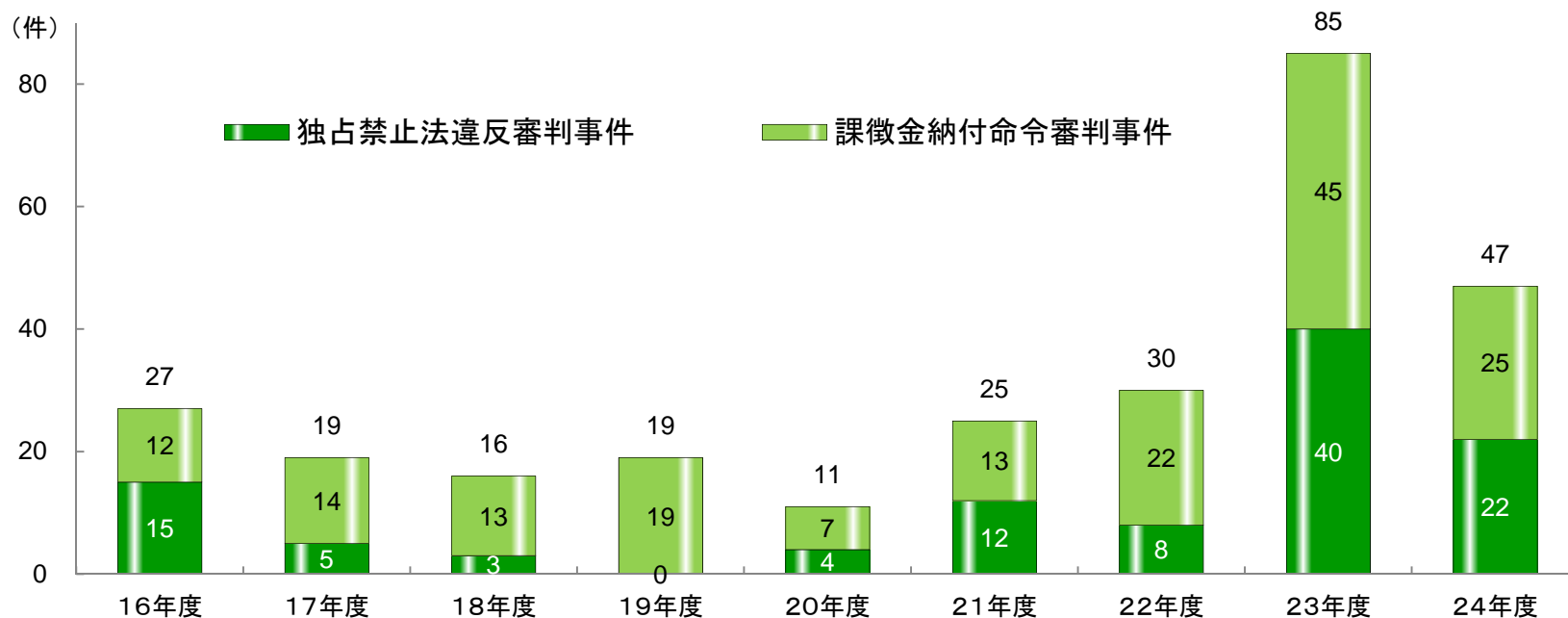


審判手続開始件数の状況

課徴金減免制度の導入後も，審判手続の開始件数は減少していない。

審判手続開始件数の推移

- 課徴金減免申請に係る事件において，課徴金減免申請者であっても，排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判手続の開始請求を行うことがある。
- 課徴金減免申請者が審判請求しない場合であっても，それ以外の事業者が審判手続の開始請求を行うことがある。



(注1) 平成17年独占禁止法改正法施行に伴い，平成18年1月4日以降，審判手続が処分前の事前審査型から，処分後の不服審査型に変更。

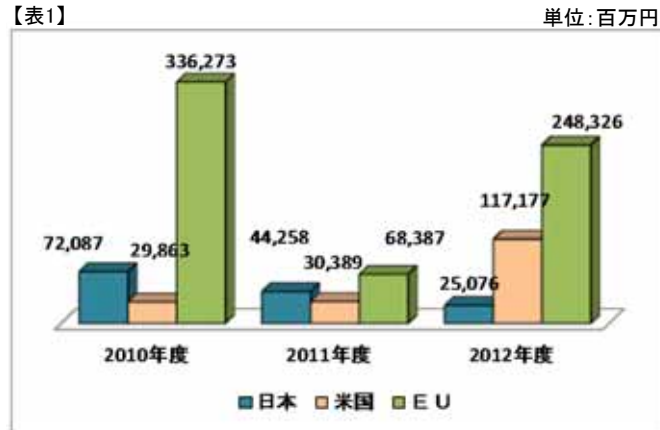
(注2) 平成18年1月4日に課徴金減免制度が導入。

日米欧におけるカルテル・談合事件の処理状況等

(出所)米国:司法省ウェブサイト, EU:欧州委員会ウェブサイトを基に作成

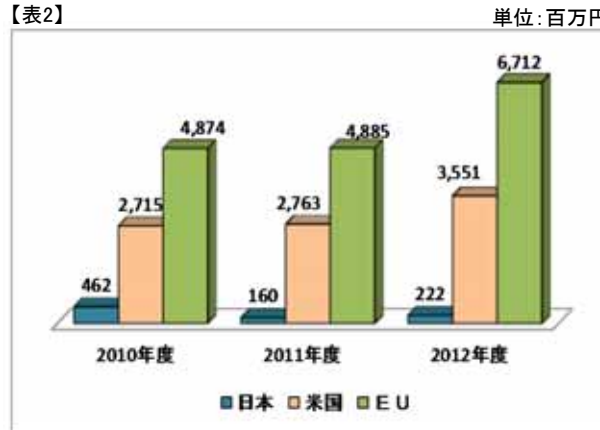
(注)2013年9月末現在

法人への制裁金等の額



注1: 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の額、米国については、事業者に対する全ての罰金の額。
 注2: 米国及びEUについては、財務省貿易統計における外国為替相場の年平均レートを基に円に換算(2012年度EUのみ、適用期間2013年9月22～28日までの週平均レートを使用。)。【表2】も同様。
 注3: 「年度」の期間については、日本:4月1日～翌3月31日、米国:10月1日～翌9月30日、EU:1月1日～12月31日である。【表2】及び【表3】も同様。

事業者当たりの制裁金等の額



注1: 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の累計額を対象事業者で割ったもの。
 注2: 米国については、事業者に対する全ての罰金の累計額を対象事業者で割ったもの。

刑事罰の対象となった個人の収監平均月数(米国)



注: 2010年度には国際航空貨物に係るカルテルについて、2011年度には冷却用コンプレッサーに係るカルテル及び自動車用部品に係るカルテルについて、2012年度には自動車用部品に係るカルテルについて、それぞれ邦人幹部が刑事訴追されている(当委員会が把握しているものに限る。)

(注)2014年2月19日現在

米国及びEU当局から受けた高額な制裁金・罰金額(日本企業上位5社)

(1) 米国			(2) EU		
No.	対象商品	罰金額(\$)	No.	対象商品	制裁金額(€)
1	自動車用部品(2012年)	4.7億	1	TV用ブラウン管(2012年)	2.5億(※1)
2	自動車用部品(2014年)	4.3億	2	ファスナー・取付金具(2007年)	1.5億
3	自動車用部品(2011年)	2.0億	3	自動車用部品(2013年)	1.3億
4	自動車用部品(2013年)	2.0億	4	TV用ブラウン管(2012年)	1.1億(※2)
5	自動車用部品(2013年)	1.9億	5	自動車用ガラス(2008年)	1.1億

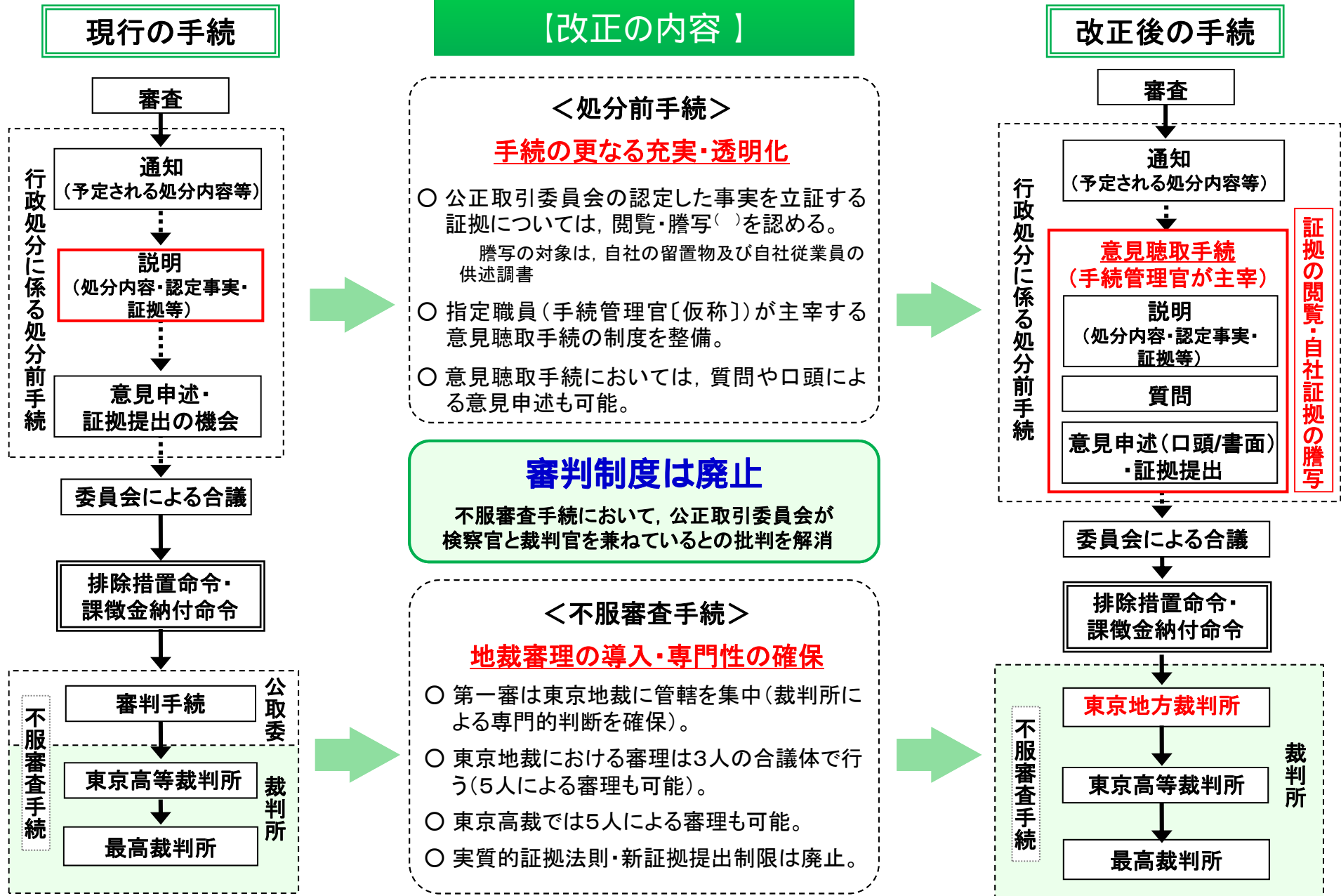
※1 うち8674万は子会社の日本企業及び他の日本企業と、789万は子会社の日本企業とそれぞれ連帯して責任を負う。
 ※2 うち8674万は他の日本企業と連帯して責任を負う。

米国及びEU当局から受けた高額な制裁金・罰金額(企業別上位5社)

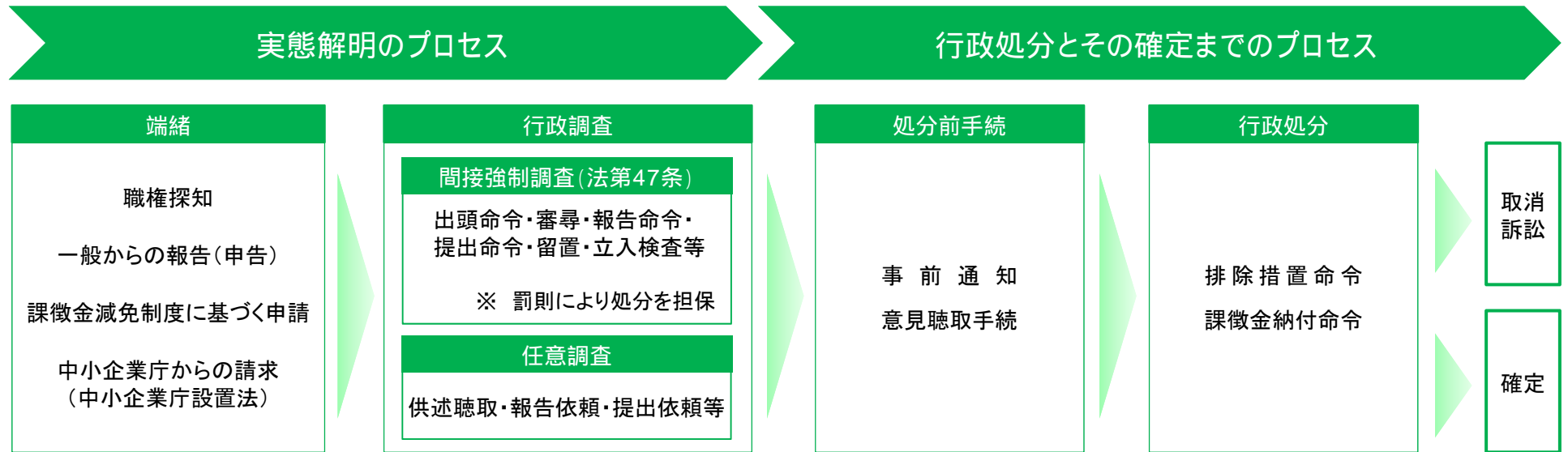
(1) 米国				(2) EU			
No.	対象商品	対象事業者	罰金額(\$)	No.	対象商品	対象事業者	制裁金額(€)
1	ビタミン(1999年)	スイス企業	5.0億	1	自動車用ガラス(2008年)	フランス企業	8.8億
1	LCDパネル(2012年)	台湾企業	5.0億	2	TV・PC用ブラウン管(2012年)	オランダ企業	7.1億(※1)
3	自動車用部品(2012年)	日本企業	4.7億	3	TV・PC用ブラウン管(2012年)	韓国企業	6.9億(※2)
4	自動車用部品(2014年)	日本企業	4.3億	4	金融派生商品(2013年)	ドイツ企業	4.7億
5	LCDパネル(2009年)	韓国企業	4.0億	5	ビタミン(2001年)	スイス企業	4.6億

※1 うち3.9億は、韓国企業と連帯して責任を負う。
 ※2 うち3.9億は、オランダ企業と連帯して責任を負う。

審判制度の廃止に伴う処分前手続・不服審査手続の見直し



独占禁止法違反事件処理手続の流れ



平成25年独占禁止法改正法による改正後の手続

(参考) 独占禁止法 抜粋

法第47条第1項

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会による行政調査手続の流れ

実態解明のプロセス

立入検査・提出命令・留置

■ 実施方法

物件等の検査は、被疑事実の要旨、関係法条等を記載した告知書を交付して説明し、相手方の責任者の同意を得て、当該責任者等の立会いの下、審査官が自ら営業所にある机、書庫等を検査する。

必要と認められた資料については、提出を命ずるとともに原本を留置する。

資料の提出を命じられた者は、事件審査に特に支障が生じない限り、当該物件を閲覧・謄写することができる。

審尋・供述聴取

聴取に当たっては、審尋(違反被疑事業者等の従業員等に出頭命令を行った上で聴取を行うもの)と任意の供述聴取とがあり、多くの場合は、審尋ではなく任意の供述聴取が行われている。

■ 実施方法

対象者：違反被疑事業者等の従業員等のほか、取引先の従業員等、発注官庁の職員等を対象として行われることが多く、1事件につき数十名に聴取を行うこともある。

場所：通常、違反被疑事業者等の従業員等に出頭を求め、庁舎内で聴取する。ただし、対象者が遠隔地に所在する場合等には、庁舎外(貸会議室、対象者の会議室等)で聴取を行うこともある。

頻度・時間：同じ人物から複数回聴取を行うことが多い。また、通常、勤務時間内に聴取を終えるが、勤務時間を超える場合には供述人の同意を得ている。さらに、必要に応じて、休憩や食事時間を確保している。

■ 記録方法

供述聴取：通常、任意に聴取した内容は独白形式の「供述調書」として取りまとめ、供述人に読み聞かせ、閲読させた上で署名・押印を求めている。ただし、聴取した内容を直ちに調書化せず、複数回の聴取内容をまとめて調書化することもある。

審尋：通常、審尋の場合には問答形式の「審尋調書」として作成し、供述人に読み聞かせ、閲読させた上で署名・押印を求めている。

報告命令・依頼

■ 実施方法

公正取引委員会が必要な情報(個々の入札事案における落札金額等)について報告書の回答様式を作成の上、違反被疑事業者等に対し、一定の期限内に報告を求める。

排除措置命令(案)・課徴金納付命令(案)の作成

調査権限の必要性・重要性

競争環境の確保の必要性

市場における公正かつ自由な競争環境を確保することは、我が国における経済の活性化と消費者利益の増進を図る上で極めて重要な基盤。

市場における基本ルールである独占禁止法に違反する行為を調査・立証し、競争秩序を早期に回復させるための行政処分を行うことが公正取引委員会に求められている。

実態解明の困難性

独占禁止法違反行為のほとんど（特にカルテル等）は、秘密裡に行われるものであることに加え、違反行為を行っている事業者は、当該行為の存在を示すような資料は極力作成しない傾向にあることから、そもそも物証が乏しい。

違反被疑事業者は調査に協力するインセンティブが働かないことから、事業者側から自発的に証拠（違反行為の存在を示す物証や陳述書等）が提出されることはない。

立入検査・供述聴取等を駆使して証拠を収集し、違反行為を立証していく必要があり、そのためには、立入検査等の調査権限が十分に機能することが不可欠。

立入検査

- 公正取引委員会が調査を開始したことが分かれば、違反行為を示す物証・電子データは直ちに処分されてしまう。
- ⇒ 公正取引委員会は、調査を開始するに当たっては、事業者への予告なしに立入検査を行って、物証を収集することが必要不可欠。
- ⇒ 直接的な証拠でなくとも、違反行為に関連する資料は、他の資料と関連付けることにより、立証に資することから、関連資料も立入検査の際に収集することが必要不可欠。

審尋・供述聴取

- 立入検査や報告命令・依頼のみでは、断片的な事実を示すに過ぎない物証しか収集できず、違反行為に係る事実関係や物証が示す意味や位置づけを判断することはできない。
- ⇒ 被疑事業者の従業員等から自らの経験等の具体的な供述を得て、事実関係を明らかにしたり、物証に事実の意味付けを行うことが違反行為を立証するためには必要不可欠。

報告命令・依頼

- 課徴金の算定等には、客観的な情報（個々の入札事案における落札金額、値上げの実施状況等）も入手する必要がある。